

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会
会 長 木 平 健 治

新型コロナウイルス感染症の対応について

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

我が国において、新型コロナウイルス感染症への対応において、変異種による新たな感染拡大が危惧されるなか、医療機関の逼迫が続いております。

本会では、医療機関の薬剤師や薬剤部門で働くスタッフが、新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者の扱いとなった等の理由により、当該医療機関の薬剤部門の業務に支障が出ている事例を収集しており、これまでに数例の報告をいただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響で、薬剤部門の業務に支障をきたしている医療機関に対しては、近隣の医療機関の薬剤師が協力して当該医療機関の業務支援を行うことが支援方法の一つとして考えられます。

つきましては、施設間の相互支援により業務支援を行っていただいた場合に、支援金として1名につき3,000円（交通費及び日当を含む）の支給に加え、支援先の医療機関で取り扱った医薬品による事故により被る損害への損害賠償責任保険、業務支援を行う医療機関への移動中に被った傷害を補償する国内旅行傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）、また、国や自治体からの要請によって派遣され、派遣先において新型コロナウイルスに感染し、死亡・後遺障害、並びに、入院・通院を補償する傷害保険への加入手続きを本会が行い、保険料についても本会が負担することといたしました。

貴会におかれましては、貴下会員に周知いただくとともに、貴下会員で業務支援を行っていただいた事例がございましたら、都道府県病院薬剤師会会長が調整役となり、貴会で情報をお取りまとめいただき、本会までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

保険に関する手続き等については、派遣前に会員名等の情報を保険会社に登録する必要がありますので、事前にご連絡を頂戴できれば幸いです。

なお、該当者への支援金の振込については、貴会とご相談の上、振込をさせ

ていただきます。

本件に係るQ & Aを別紙のとおり、取りまとめましたのでご一読ください。

<連絡先>

一般社団法人 日本病院薬剤師会
事務局経理課

TEL : 03-3406-0485

e-mail: keiri@jshp.or.jp

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の対応に関するQ & Aについて

Q 1 : どのような場合に支援が受けられるのですか。

A 1 : 業務に支障のある病院が発生した場合、同じ法人等のグループ病院から、支援を受けることが出来ると考えられます。その場合は今回の支援対象に含まれません。今回想定しているのは、特に中小病院等、薬剤師が少ない施設で、グループ病院等の支援が受けられず、病院薬剤師会に相談があった場合等を支援対象として考えています。

また、国や自治体から派遣要請を受け、活動を行った薬剤師に対しても、同様の支援を行います。ただし、国や自治体から旅費等が充当される場合も想定されますので、打診を受けた際は、個別にご相談ください。

Q 2 : 「会長が調整役になって」と記載されていますが、病院間で話し合いが行われた結果、薬剤師の業務支援が行われ、これが事後報告された場合、支援対象になるのでしょうか。

A 2 : 支援金の助成を行うことは、当会内の処理になりますので、事後でも支援は可能です。一方、国内旅行傷害保険等、各種保険の手続きについては、原則として保険会社に事前連絡をすることとなっておりますので、派遣前にご一報ください。

Q 3 : 支援を行った病院の薬剤師が、元の職場に復帰する際、1 週間の自宅待機を要請されました。その際の補償を日病薬で行っていただくことは可能でしょうか。

A 3 : 本会が契約する保険は、支援先の医療機関で取り扱った医薬品による事故により被る損害への損害賠償責任保険、業務支援を行う医療機関への移動中に被った傷害を補償する国内旅行傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）を補償するものですので、休業補償は対象になりません。本会としても、休業補償はできかねますので、予めご了承ください。

以上